

吹田市開発事業の手続等に関する条例施行規則及び同条例施行基準改正の骨子案

1 目的

- (1) 吹田市環境まちづくり影響評価条例（平成10年吹田市条例第7号）で定める手続により、開発事業に係る駐車施設の台数に関する環境影響評価を実施した結果、駐車施設の設置台数を減少することより、地域社会の生活道路、幹線道路等における交通混雑及び交通安全にもたらす影響を回避し、又は低減すると認められる場合には、当該開発事業に係る駐車施設の設置台数を現行の基準で定める台数より減らすことを可能とし、自動車の利用に過度に依存しない交通環境の整備を目指します。
- (2) 近年の自動車保有率の低下や公共交通機関の利用が可能である鉄道駅周辺等の商業地域における駐車場余りを勘案し、医療施設等を商業地域において建築する事業について、建築物又は敷地の状況によりやむを得ない事情がある場合には、事業区域外に設置することができる自動車用の駐車施設の台数を増やします。あわせて公共交通機関の利用を促進し、自動車の利用に過度に依存しない交通環境の整備を目指します。

2 改正内容

- (1) 吹田市環境まちづくり影響評価条例で定める手続により駐車施設の台数に関する環境影響評価を実施した事業における確保すべき駐車施設の台数は、開発事業者との協議に基づき市長が定める（ことができる）ものとします。
- (2) 医療施設等を建築する事業について、建築物又は敷地の状況によりやむを得ない事情がある場合であって、事業区域の過半が商業地域に属するときは、医療施設等において行う物資の搬入その他営業の準備に必要な行為を行うスペースを設置することを条件として、事業区域外設置することができる自動車用の駐車施設の台数を、設置基準で定める台数の2分の1以下の台数とする現行から改め、全ての台数とします。

3 施行予定年月日

令和4年（2022年）4月1日